「持続化給付金」の不正受給を持ちかける悪質な誘いに気をつけて！

持続化給付金は事業者（個人事業者も含む）に対して支払われる給付金です。事業を行っておらず受給資格がない学生が、自身を事業者と偽って申請をすることは**犯罪行為（詐欺罪）**にあたります。

受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける非常に悪質な誘いには絶対に乗らないでください。

中には、「持続化給付金」とは言わず、高校時代の友人から「簡単に儲けられる」と持ちかけられたというケースもあります。怪しい儲け話にはくれぐれも注意してください。

＊＊＊＊＊＊＊不正受給を持ちかける手口のイメージ＊＊＊＊＊＊＊

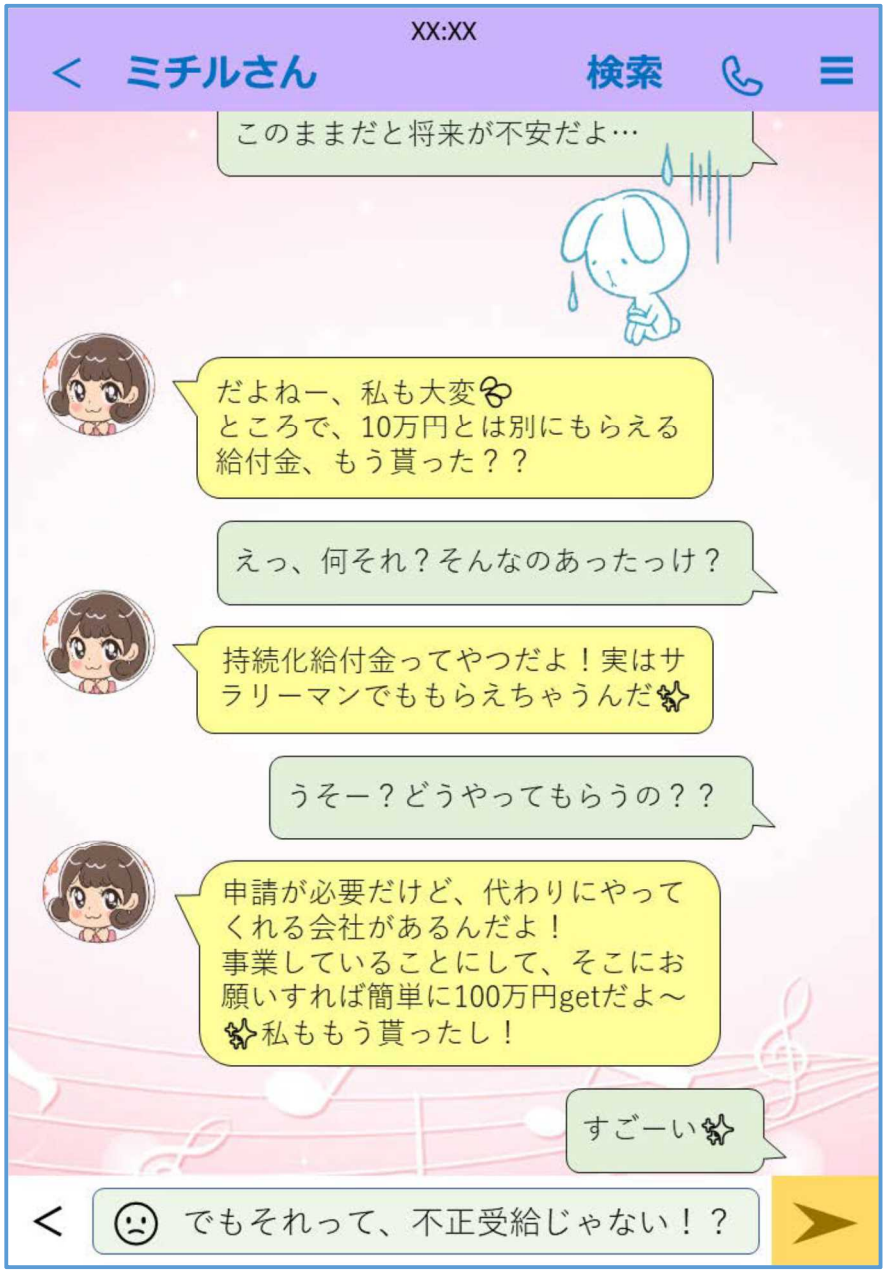

※コピーライト イラスト提供：ピクスタ

滋賀県消費生活センター TEL0749-23-0999(相談専用)